



環評審第53号
平成20年10月28日

沖縄県知事
仲井眞弘多 殿



沖縄県環境影響評価審査会
会長 津嘉山正



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る
環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成20年5月9日付け沖縄県諮問文第2号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価準備書の答申について

対象事業実施区域南側の荒崎海岸周辺は、石灰岩地域を特徴づける自然植生が残された自然度の高い区域であることから「荒崎の隆起サンゴ礁植生」として特定植物群落に指定されており、同時に、景勝地として、喜屋武海岸と一体的に国の登録文化財とされているなど、自然環境及び景観の面から重要な区域である。

事業者においては、環境影響評価方法書に対する知事意見を勘案し、荒崎海岸周辺の計画路線について、国定公園の第1種特別地域を回避する計画へと変更している。しかしながら、複数の植生が一体的、連続的に存在することにより成立すると考えられる荒崎海岸周辺における海岸植生が、環境影響評価準備書で示された計画路線ではガジュマルーハマイヌビワ群落の中央部を通過するため連続性が分断される事から、同海岸周辺における計画路線及び道路構造の再検討を行うなど、海岸植生への影響を回避、低減するための環境保全措置について検討させる必要がある。

また、本事業の実施に伴い計画路線周辺において発生すると考えられる土地利用や開発計画について、必要以上の開発や土地の改変がなされないよう計画路線周辺における全体の土地利用計画について関係機関との連携を早い段階から図らせるとともに、土地利用計画に基づく開発等の実施に当たっても周辺の自然環境や文化的・歴史的環境への影響を低減化させるよう働きかけていく必要がある。

以上のこと踏まえ、準備書に示された調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置及び事後調査の内容について、下記の事項に留意して修正を行わせ、環境影響評価書を作成させ、事業実施による環境への影響を事業者として可能な限り回避、低減させ、周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の対策を講じさせること。

記

【全体的事項】

- 1 準備書に示された計画路線は、荒崎海岸周辺においてガジュマルーハマイヌビワ群落の中央を横断する事となっており、同海岸周辺に分布する海岸植生のもつ一体性、連続性が分断されることから、同海岸周辺における計画路線や道路構造について再度検討させ、改変面積の低減や、まとまった分布面積の確保等、海岸植生への影響を回避・低減するための環境保全措置を実施させること。
- 2 具志川城跡や平和の塔等の観光スポット周辺に設置を検討している停車帯について、設置される箇所においては標準断面図よりも更に幅員が広がることになり、その位置や区間も未定であることから、実施設計時における停車帯の設置位置及び区間の検討に際しては、設置予定地周辺における貴重動植物種の生息・生育状況及び歴史的・文化的価値への影響を踏まえ、それらへの影響を回避・低減する計画とさせること。

3 施設の存在及び供用時における雨水排水について、荒崎海岸周辺では車道や歩道からの浸透を予定しているが、現状と同様の浸透量が確保できない可能性があることから、現状における浸透係数について調査を行わせ、その結果を評価書に記載させること。また、本施工前に現地で試験舗装を行い実際の浸透能を確認させること。

4 工事中における濁水処理計画について

- (1) 実施設計の段階で、新たに凝集沈殿方式による濁水処理を行う区間が生じる場合や処理水の放流位置が変更される場合にあっては、濁水処理水の放流位置として、海域の生物への影響を回避・低減できる位置を設定させること。
- (2) 浸透処理方式により濁水処理を行う区間においては、現状における浸透係数について調査を行わせ、その結果を評価書に記載させること。また、事業実施前に浸透能を確認させるとともに、地下水や地形・地質の状況を踏まえた上で、浸透池による処理が適切に行える事を確認させること。

5 緑化計画について

法面緑化に用いる種及びそれらの調達方法について、現段階で予定している内容を明らかにさせること。また、施工区域内で伐採された樹木や発生土を利用する緑化手法についても検討させること。

【騒音・振動関係】

6 騒音の事後調査について、工事実施時における環境保全措置として必要に応じ遮音壁を設置するとしていることから、環境保全措置の実施が必要となる基準を明らかにさせること。併せて、事後調査の実施を検討させること。

7 山城及び喜屋武集落における建設機械の稼働による振動レベルとして、振動規制法に基づく規制基準値に近い値が予測されていることから、建設機械稼働の分散化等の環境保全措置を実施させること。併せて、事後調査の実施を検討させること。

【水環境関係】

8 事業実施による地下水への影響について、陸域において新たに観測井戸を掘り事後調査を行う地点の設定根拠を明らかにさせること。また、事後調査用観測井戸については、その構造及び位置に関する詳細検討時に、周辺の自然環境の状況を踏まえ、動植物の生息・生育に影響を及ぼさない構造及び位置とさせること。

9 赤土等による水の濁りについて

- (1) 赤土等による水の濁りの影響について、予測条件として1回当たりの想定雨量を45mm（降雨強度約15mm/h）としているが、近年における降雨量の増加傾向を踏まえた値を設定させ、再度予測・評価を行わせること。
- (2) 河川・排水路における底質中懸濁物質について、海域と同じ手法で調査及び評価を行っていることから、河川・排水路における手法で調査及び評価を行わせること。

- (3) 海域におけるSS及びSPSSに関する事後調査地点について、実施設計の際に、濁水処理施設の設置位置や処理後の濁水の放流先が変更される場合は、その変更に応じて事後調査地点についても追加させること。

【自然環境関係】

〔陸域植物〕

1 0 計画路線周辺における重要な植物種に関する事後調査の結果、著しい影響があると判断された場合、移植を行うとしていることから、影響が著しいと判断する基準を明らかにさせること。

1.1 道路の敷設や樹木の伐採等、本事業の実施により新たに出現する林縁部に対し、マント群落、ソデ群落の形成を促すとしていることから、植栽に用いる種や植栽を行う箇所等について現段階で予定している内容を明らかにさせること。

1 2 貴重種の移植について

- (1) 移植を行う種については、移植先や移植時期、移植手法など、現時点で予定している移植計画を作成させること。
- (2) 移植についての知見が少ないとしている種については、移植に当たり試験移植を実施することを検討させること。また、その際は、条件の異なる複数の箇所を選定させ、より移植に適した環境条件を調べさせること。

〔陸域動物〕

1 3 造成範囲内で確認されている種について、「周辺に生息環境となる土地が残されている事から影響はほとんど無い」と予測しているが、事業実施により失われる土地を、それぞれの種がどのような場所として利用しているのか明らかにした上で、より詳細に予測を行わせること。

なお、予測に当たっては、地表徘徊性の種や移動能力の低い種の移動能力と、改変される区域と周辺で残る区域との距離を踏まえさせること。

1 4 コウモリ類やアオバズクなどの夜行性の種に対する夜間照明による影響に関しては、餌となる昆虫類への間接的影響だけではなく、照明設置位置周辺における忌避行動等、直接的影響についても予測・評価を行わせること。

1 5 鳥類について

- (1) 事業実施区域及びその周辺における鳥類の繁殖状況への影響については、繁殖可能性の判断基準を明らかにした上で、再度予測・評価を行わせること。
- (2) 騒音・振動の発生による忌避行動の有無についても予測・評価を行わせること。

1 6 施設の存在及び供用時における夜間照明によるウミガメ類の産卵への影響に関しては、影響を受けると思われる範囲と植樹等の環境保全措置を実施する位置を具体的

に示させること。

17 ムラサキオカガニについては、本種がこれまで沖縄島では確認されておらず、本事業実施区域が沖縄島における唯一の生息地域である可能性もあることから、その重要性を踏まえ、同種に対する事後調査について専門家等から十分指導・助言を受けたうえで実施させ、必要に応じ適切な環境保全措置を実施させること。

18 地表徘徊性の種の移動阻害等に対する環境保全措置として設置するとしている暗渠に関しては設置数と位置のみが示されており、暗渠設置による効果が不明であることから、設置数及び位置の根拠並びに設置による効果について、より詳細に記載させること。

また、環境保全措置の対象となる種の分布や移動の状況、移動能力を踏まえて、設置数、設置位置及び構造について検討させること。

19 水域を餌場等として利用している種の予測に関して、「管渠の設置により水域の縮小による影響がほとんど無い」とした具体的な根拠を明らかにさせること。併せて設置される管渠の構造や設置位置等について現在予定している内容を記載させること。

【海域生物】

20 海域における赤土等による水の濁りについては不確実性があるとしてSS及びSPSSの事後調査を行うとしていることから、併せて海域生物に関する事後調査や環境監視の実施について検討させること。

【その他】

21 事業実施区域内で確認されたシロアゴガエルやボタンウキクサ等の外来生物法において特定外来生物に指定されている種及びアメリカハマグルマやギンネム等の「要注意外来生物リスト」に掲載されている種については、事業実施により、その生息・生育範囲が拡大しないよう、細心の注意を払わせるとともに、同法に基づき適切に対応させること。

【景観関係】

22 囲繞景観における環境保全に関する施策との整合に係る評価について、整合が図られているとする施策とその内容について明らかにさせること。

【歴史的・文化的環境関係】

23 現在の計画路線は、国指定文化財である具志川城跡並びに国登録文化財である喜屋武海岸及び荒崎海岸に近接していることから、工事実施の際には、これら文化財へ影響を与えないよう細心の注意を払わせること。

【廃棄物関係】

2 4 伐採樹木については、事業実施区域内における再利用、有効利用について検討させるとともに再資源化率の向上に努めさせ、最終処分量の減量化を図らせること。

2 5 最終処分場の状況については、許可容量、許可面積だけではなく、残余容量についても把握させた上で、本事業において最終的に処分される量を十分受け入れることが可能であることを示させること。

【事後調査関係】

2 6 事後調査について

- (1) 事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針を示していることから、環境影響が著しい場合とはどのような場合かを明らかにさせること。
- (2) 事後調査計画については、調査時期、調査回数、調査地点、調査範囲等、より詳細な内容を評価書に記載させること。
- (3) 事後調査時に新たに貴重動植物種が確認された場合は、専門家等の指導・助言を受けさせた上で、適切な環境保全措置を実施させること。

【環境保全措置関係】

2 7 工事関係者に配布するとしている重要種に関する資料には、以下の事項についても記載させるとともに、その内容の周知・徹底に努めさせること。

- (1) 特定外来生物及び要注意外来生物に関する資料
- (2) 指定・登録文化財の範囲
- (3) その他環境保全上必要な事項